

B50.61

3
1-5

昭和三十四年四月八日



人口問題審議会 第五回

人口白書に関する特別委員会議事速記録

於 日比谷松本楼

7

人口問題審議会第~~四~~^五回人口白書に関する特別委員会議事速記録

昭和三十四年四月八日(水)
於 日比谷松本楼

一 開 会 午後一時半

一 議 事 人口白書について

一 閉 会 午後四時

出 席 者 (五十音順)

委 員

専門委員

田 辺 繁 雄 (代)

館 総

徳 永 久 次 (代)

本 多 龍 雄

野 村 兼 太郎

藤 林 敬 三

幹 事

大 野 雄 二 郎 (代)

佐竹

浩(代)

天田

正二(代)

久泉

高(代)

山本

重信(代)

人口白書に関する特別委員会速記録

○野村特別委員長 では、まだ二、三お集まりの方がありませんか、時間も経過いたしますから、この前に引き続いて「人口白書」の審議をいたしたいと思ひます。この前大体全体の意見については異議がないようでありまして、結局きようは細目について問題と訂正していきたいと思ひます。この前出ました点について、本多委員の方で訂正いたしましたところをきようは最初から漸次に御審議をしていただきたいと存じます。

最初に、一ページ第一章の「歴史的回顧と展望」というところでございしますが、ここでこの前問題になりましたところは、徳川時代の人口についてと、それから六行目に「再び増加しはじめた」の「再び」、それから「資本制社会」の問題がこの前指摘された点であります。それについて訂正を本多委員からしてもらいたいと思ひます。

○本多専門委員 本文の二行目の下に「ほとんど静止状態にあつた」を「きわめて緩

慢な増加を続けていたわが国の人口は、
「明治維新を転機として再び」の「再び」を消しまして、「急激に増加しはじめた。」
というふうにいたします。それから、その次の行の「しかもそれは近代資本制社会にふさわしい」とありますのを、「近代資本制社会の生成発展期にふさわしい」と直します。

○野村特別委員長　その他はそのままですね。

○本多専門委員　別にあります。

○野村特別委員長　異議がありますか。

○徳永委員　生成発展というのを明治維新以後に限定するといふのもおかしいですね。

○本多専門委員　資本制社会の萌芽はありますけれども……。

○野村特別委員長　生成をとった方がいいんじゃないか。

○本多専門委員　発展だけにしますか。

○野村特別委員長　ええ。

○本多専門委員　それじゃ発展だけにいたします。

○野村特別委員長　一ページは問題ありませんね。――二ページもこの間問題がなか

ったようですが。

○徳永委員　二ページの一番おしまいから三行目、こまかい問題ですが、「明治の初期から戦前にかけて国民総生産は」とあるが、この明治初期からの国民総生産という資料は……。

○本多専門委員　これは山田さんの資料をとったんです。

○徳永委員　あれは国民所得になつておりませんでしたか。

○本多専門委員　言葉づかいはそうだつたと思います。

○徳永委員　ちよつとそこは僕はうる覚えなんです、あれは国民所得だつたと思つておるんですが。

○本多専門委員　それにしても国民総生産といつてもよくはないですか。

○徳永委員　これは国民総生産とちよつと概念が違ふ。うしろの方は「実質国民所得」

になつておるでしょう。「人口一人あたりの分けまえ（実質国民所得）は」とあるでしょう。だから別にここに国民総生産というふうにはつきりさせなくても……。

○本多専門委員　そのところ訂正するところがあるんですが、その方から申し上げます。実はここのは、起草者の考えでは昔は生産水準と消費水準とが非常に大きな較差はあつたけれども、明治時代から大正年代にかけては大体均等な伸びをしていたということを基礎に置いてこういう文章を書いているのです。しかしその点につきまして、生産と消費の較差が大きかつたというだけでなしに較差も開いてきた、つまり消費水準の伸びの方がずっと小さかつたというふうに計算をする人もありますので、その点を少しぼやかして、ニページの終わりのところから「人口一人あたりの生産は」にいたしました。この「生産」を「実質国民所得に直した方がよろしければそのようにいたします。」「一人あたりの生産は」として、そのあとをずっと消しまして、その行の下の方の「五倍前後に向上してきたわけになる。」それからそれに続けまして「国民の消費水準もまたそれにつれて

顯著な伸びをしめしてきた。』そういうふうになります。実際伸びの率がどっちが大きかったか、小さかったかという問題から逃げようと思ひます。

○野村特別委員長 ほかにありますか。

○藤林委員 逃げた方がいいという議論がこの前あったわけですね。

○本多専門委員 この前にはないんです。起案者の方から再提出したんです。

○藤林委員 そういうことをはっきりすると議論の種をまくおそれがあるからということですか。

○本多専門委員 たとえば一番はつきりしたもので、中山先生なんか消費水準の伸びは生産水準の伸びの半分くらいだという数字を計算されておりますね。やっぱり山田さんの資料によつてですね。だけれどもその数字の読み方によつてはほとんど同じ伸びを示してきたと読める。読んでいいような形もあるんです。そこをどちらかということをおまじ議論になると厄介ですから、一応ここでは較差が用いたかどうかということはあまり問題ないやございませぬから……

ますます後に立つた。そういう国民経済的効用を持つていた。こういうことです。

○藤林委員　ちよっと本多さん、今のは二重の意味、人口増加が非常に多かつたこと

は、一面今日言われるような潜在失業という問題をすでにはらんでいたというように見る見方もあり得るんじゃないですか。しかしそれは他方おっしゃるように、総賃金状態であつたことが産業の発展にむしろその形として幸いしたということはいえるとしましても、一面それはプラスの面だけじゃなくて、他方やはり過剰人口的に暗い面も他の反面には伴っていたという見方もあり得るわけですね。

○本多専門委員　ええ。

○藤林委員　今の賃金者の労働省の方どうですか、そういう意味のことをおっしゃつたのですね。

○労働省幹事　はあ。

○本多専門委員　ですから、そういう暗い面が累積してきてうみが出てくる時期がございませぬ。それまでの間は、つまり明治の日本経済のそういう耐乏体制ですな

それとてにかく効果を持つていた限りにおいては、貧乏人口ではあつたけれども過剰人口とはいえない。

○藤林委員　そういう言葉では表現されなかつたけれども、問題があるということはいろんな形で指摘されてきたことも事実ですね。たとえば明治三十年代の下層社会と言われる言葉、それから四十年台ぐらいの内務省あるいは東京郡の細民調査というものも詳細に行われておりましたし、だから問題としては一般にも、また政府部内にもそういう調査が行われ、そこに問題になることを指摘されてきた。注意はされてきたといわなければならぬじゃないですかね。

○徳永委員　多々ますます弁ずるという形で断定してしまつたところに若干問題がある。そう一面的に断定して言い切つてしまつたところ、それをもう少しぼかしておけば問題はないと思います。

○藤林委員　僕はお多さんのおっしゃつたように、注意はされてきたが、しかし今日のように一般的に過剰人口だとか潜在失業というように非常に注目されて、問題

だという意識が濃厚になっていなかっただことは事実ですね。しかし政府部内でも注意はしておったと思う。

○本多専門委員 問題は起きていゝるんだけれども、経済体制の方向そのものからいへば、大きな効用の中の局部的なしわよせで……

○藤林委員 積極的にはそう言ってもいいけれども、そのためにはやはりこの表現ではあまり簡単過ぎて、そこまでは表現してないということになるね。

○野村特別委員長 政策的にはいわゆる多産主義だったからね。

○本多専門委員 その認識を詳しくやりますと、歴史的なところがぐっと広がってしましますので、ほんのこれははし書きにして……

○野村特別委員長 多少緩和することはできますね。

○藤林委員 多々ますます弁ずというふうに簡単に言ってしまうからそうだけれども、少くとも明治末年あたりから大正にかけて政府でも細民調査でかなり注意していることは事実なんですからね。だからそれは確かに一般的に問題を今エックする

ということろまでいかなかったというのならいいが。

○野村特別委員長 人口の増加を是認する形で行われてきたという方がいいんじゃないですか。

○藤林委員 この「大正時代に」というのは、明治から大正の初めごろにかけてという意味ですか。

○本多専門委員 そうです。

○野村特別委員長 大正七年に米騒動が出てくるんですからね。

○藤林委員 人口の増加はむずかしいところだね。

○本多専門委員 これはしかし資本主義社会である以上は、細民層がいるということ、は当りまえのことですね。それがどの程度のウエイトでそういうふうになったか、ということが問題点ですね。

○藤林委員 それは問題だ。しかし後の歴史的経過発展からいえば、そういう一つのつなかりはこういう歴史的な回顧の場合には敵れておく必要があると思うんです。

たとえばイギリスあたりでも、十八世紀の産業革命の開始当時人口がだんだんふくれて、すでに都会地における労働、住宅をめぐる日常生活のいろいろな問題が注目されて、それが後の過剰人口等にも淵源的なものをなしているという意味では、その当地としてはまだほんとうに産業革命が開始して向もない時代のことですからなんだけれども、問題はやはりずっと続いていると思うんです。

○野村特別委員長　けれども藤林君、そういうことは徳川時代も起っているんですね。たとえば寛政の社会政策的施設というものは、やはり細民に対する施設なんだ。だからこのところではつまり大正七年というものの一つの重足を置いているので、その以前をかなり簡単に書いたんじゃないかと想像されるね。

○本多専門委員　発展段階を正確に切れば明治三十年というのかももう一つ要るんですね。そこまでしかし……

○野村特別委員長　あんまり詳しくやる必要はない。しかしそれにしても多々ますます并ずるといふ言葉はやはりどうも何かいい言葉を考えて下さい。労働省で何か

考えたですか、多々ますます弁ずるというかわりに。

○労働省幹事 いや考えておりません。

○本多専門委員 多少の部分的問題は起きていたかというようになことで逃げたら。

○野村特別委員長 うん、増加がジャステイファイされていたということなんですよ。うね、だから大体是認されるという形でというならはい。

○藤林委員 人口増加をチエックするという形が非常に強い。

○野村特別委員長 「人口増加は」とあるからそこまで直してしまえば問題は別だけれども、人口増加は少くとも大正年代までの間は大体是認される形で行われていた、少し弱くなるね。

○本多専門委員 是認されていたとすれば今度は完全に否認されているということになりますね。

○野村特別委員長 完全に否認しているわけじゃないんですね、現在も。

○本多専門委員 ええ。

○野村特別委員長 有利と解されるという言葉じゃいけないですか。

○本多専門委員 だから、部分的にいろいろの問題は時に起きていたけれども、大勢としては多々ますます弁ずるといふ形で行われていた。それじゃいけませんか。

○野村特別委員長 ここに条件を一方条入れて、それでもいいな。

○藤林委員 とういう断わり方というのが若干足り足されれば誤解を招かない。その程度に書いておれば、それを全然簡単に無視したということにならぬですね。それでいいじゃないですか。

○野村特別委員長 部分的には問題とされたが……。本多さんもう一ぺん言って下さい。

○本多専門委員 時に部分的には問題とされたが……。

○藤林委員 この内務省細民調査というのは非常に詳しいんですよ。

○本多専門委員 時に部分的には人口の過剰が発生したこともあったが、大勢として

は……。

○藤林委員 時に部分的には人口過剰について注目をされたこともあったが、
というのはどうです。

○本多専門委員 それはあとでこういうことが出てくるんです。十明治初年以來わが
国は国土狭少にして人口過剰と口ぐせのようにならされてきた。と言っているんで
すから、口にしただけでなしに、現実に痛切な問題も時には起っていたが、そう
いうふうにいわないと……。

○藤林委員 時に部分的には問題とされたこともある、なるほどね。

○野村特別委員長 そこにさういうのがあれば……、さういふ言い方で問題はな
いんじゃないですか。

○藤林委員 その行き方からいってさうですね、多々まします弁ずるとい
うのはどうですか。

○本多専門委員 だから大勢としては……。

○藤林委員 大勢としては多々まします弁ずるといふ形で行われた。

○野村特別委員長 大体そういうような意味で直しますが、別に御異議はありませんか。多少字句の問題でも。——そうしますと三ページの表が少し直りますけれども、美濃口さんが前におっしゃったことによつて少し直します。その次は四ページ、五ページ。

○徳永委員 五ページのところで、最初から六行目です。市場の拡大が必要であるということなら、むしろ人口の増加が望ましいというものもあるわけで、「子供も数をへらして」何とかかんとか逆のようなことで言い切ってしまったところに若干問題があるんじゃないですか。

○本多専門委員 国内市場が戦前は狭かったということは、数の問題じゃなくて、生活水準の問題だったという考えを前提にしているんです。だからそういうふうに関連してもらえらると思つたんですがね。

○徳永委員 逆の裏もあるもんですから、こういうふうに言い切っちゃうと、今僕が言つたような議論をする人もなきにしもあらず、ただこういうふうに言い切るの

は、低賃金何とかという問題を持ってこないとなかなかこうは言い切れないわけですね。

○本多専門委員 いや、それはその前に戦前の耐乏体制ということをやったっているんですから連想されると考えていたのですけれど、かえり方がよろしければ直しましょう。

○野村特別委員長 しかし森田さんの言われたことはあとで補うのですね。

○本多専門委員 ええ。

○藤林委員 市場の拡大と言っているのは、例の有効需要の増大ということだね。

○本多専門委員 ええ、そうですね。有効需要の増大は人口の数と頭当りの水準が問題になるわけですね。

○徳永委員 だからそのうしろの方に「子供も数をへらして、そのかわりよく育てる」ことが「必要になってきたのである」と書いてある。

○本多委員 ですから、生活水準の問題だということをお願い切っちゃうとむしろ市場

の拡大は消しちゃつてもいいんです。国民生活の水準の上昇だけに焦点を置いて
もいい。

○藤林委員 子供の数を消してしまふんですか。

○本多専門委員 それは消してもいいのです。「国民生活水準の上昇もまた……」
一環として取りあげられることになった。

○野村特別委員長 それはわかりやすく説明しようとしたんじゃないですかね。

○藤林委員 言葉をそれだけつぎ足したわけだ。

○本多専門委員 それは取っちゃつたっていいでしょう。

○野村特別委員長 それじゃ取りますか。

○本多専門委員 ええ。

○野村特別委員長 ほかにここまでで問題ございませんか。

○本多専門委員 セペーシの前か二行目のところですか。これは大正七年の米騒動の
あとの人口問題のことを書いたところですが、北岡委員からぜひ食糧人口問題審

議会ができたことを一言入れてくれという希望がありましたので、その二行のあとにこういう文章を続けます。ちよつと長いですがからお聞きになつていて下さい。「このような事態の急に対処するため昭和二年には内閣に食糧人口問題審議会を設置された。その答申にも強く取りあげられた外地米増産計画はその後異常な成功をおさめたが、しかしそれはまた却つて内地の農民を苦しめることになり、農村の過剩人口を一そう深化する一要因になつた。」それだけつけ足します。

○野村特別委員長 御異議ありますか。——それから八、九。

○藤林委員 その昭和二年に内閣にできた食糧人口問題審議会というのは、家計調査を實際的に、継続的に、年次的に始めましたね。昭和二年から人口問題は社会問題だから、社会問題に關連してできたもんですか。

○本多専門委員 いやむしろ人口問題でしょう。人口問題が主であつたんですが、この審議会で出した結論は過剩人口というふうに踏み切れずに、外地米増産政策の方に主眼が行つちやつたわけです。

○藤林委員　もうすでに当時は米価調節問題というのは大きな問題になっているはずですから、外地米稼作をすることによって米価を一定のところ維持しておいて、人口の増加及びそれに対する食糧の確保と米価の安定をはかったわけでしょう。

○本多専門委員　しかしそういう問題が出ていたということは、外地米が圧迫になっていたということと裏表になっていませんか。

○藤林委員　僕はぢよつと思つたのは、そういう調査会ができてこれこれしたこと、結局農民を窮乏化せしめた大きな要因になったというのは、戦前の今言つたように人口の増加と食糧の確保と米価安定、こういう線を持していった、それがうまくいかなかったのですかね。

○本多専門委員　外地米の増産というのはかなり圧迫要因になっていますよ、統計では、

○野村特別委員長　どうですか、農林省は、

○農林省幹事　確かになっております。やりましたときに米裁法的に妥協がございました。

いわゆる純粋の外米は操作する。しかしいわゆる今は領土外ですけれども、朝鮮台湾米についてはあまり操作しないという妥協をやっておるわけです。そのため外地米の輸入がとんどんふえて参りました結果、だいたい内地の農民が困ったということに一応なっております。

○藤林委員 わかりました。

○徳永委員 九ページのまん中のところで、「国民大多數の生業の場であつたこれら中小経営群と巨大産業との間の国民経済的均衡は大きく破綻した」と断定してあるわけですが、大きく破綻したと断定してあるところに若干向題があると思つたのでございます。破綻とはどういう意味か、こういうふうに崩き直されると若干向題がある。

○藤林委員 要するに三重構造の向題をここに指摘しようというわけですね。

○本多専門委員 ええ、それが非常に傷が大きくなつたということですね。

○徳永委員 若干舌足らずの感がありますので適当に直して下さい。

○野村特別委員長 大きく破綻したという言葉を直す。

○徳永委員 そうです。そのうしろの方にそのことがわが国を「戦争政策に駆り立てた社会的背景であったことはいうまでもない。」というふうになっておりますが、
そういうふうには必然的にそれだけでいえるかどうか。

○本多専門委員 いや、それだけというよりも、そういうような国民的不安あるいは社会的緊張というものが戦争政策に日本のいろいろな政治的運動をバック・アップしていた社会的背景である。だからそれが直接の原因だというわけではないんです。

○野村特別委員長 社会的背景というのは社会的緊張と国民的不安、これなんじゃないですか。

○本多専門委員 そうです。

○野村特別委員長 そういうものを刺激したものととして国民経済的均衡の破壊、こういうことになるのですね。

○本多専門委員 ええ。

○徳永委員 だから大きく破綻したということと、そのうしろの方の社会的な背景と
いうのと、あまりにも直接的に結びつくような影の表現……。

○藤林委員 おっしゃるところは、おそらく「国の政策を戦争政策に駆り立てた」と
いう言葉を緩和すればいいんじゃないですか。要するに中日戦争に至ったことの
社会的背景であったといえはいい。戦争政策に駆り立てたという表現を直せばいい。
い。

○本多専門委員 解釈そのものの相違ですか。

○徳永委員 若干表現をやわらげて書くということですね。

○本多専門委員 表現だけでいいんですか。たとえば五・一五にしても、二・二六に
しても、ああいう青年将校の考え方のバックになったものは何かといえは、やは
り兵隊たちの出てきた農村の窮乏ですね。五・一五の裁判のときも、数回中小企
業者なんかは全部被告の方に同情していたんです。

○徳永委員　そればかりじゃないです。

○本多専門委員　そればかりじゃないですが、しかしそういう社会的背景がああいうふうな政治的変革の一つのバックになってさせえていた。

○藤林委員　だから国の政策を戦争政策に、駆り立てたという表現を、中日戦争の始まったさういふ事態の進展の背後には、さういふ社会的な不安があり、緊張があつたんだということはいえはいいでしょう、それでいいでしょう。

○野村特別委員長　つまり言葉が強過ぎるといふ意味なんですか。

○徳永委員　言葉が強過ぎるといふ問題と、そればかりでなく、……

○野村特別委員長　それを一々全部列举するといふことはどういふことですか。

○藤林委員　政治家も変なことをやってるんだから、若い人も憤慨したといふこともあるね、直接的には社会的な理由は別としても。

○野村特別委員長　いろいろなことが入ってくるので、それを一々いえないんです。社会的緊張と国民的不安とが国の政策を戦争政策へと進めたくらいにすればどう

ですか。

○藤林委員　それが進めたといい表現は少し異論を唱えられるゆえんだと思うんです。六年の満州事変から十二年の中日戦争勃発に至る間の社会的背景であったといえはいいでしょう。

○徳永委員　そうですね。

○藤林委員　そういう戦争事態の情勢なり、発展なりというものの背景にはこういう事態もあつた。

○徳永委員　事態もあつたくらいはいいかもしれないが、戦争政策に駆り立てたといふふうな因果関係をはつきりさせちゃうと、もう少し詳しく何か説明が要るような感じもします。

○野村特別委員長　ただ人口白書としての目的は歴史的部門にあるのではないので、ここであまり説明を長くやるわけにはいかないと思うんです。

○徳永委員　ええ、大きく破綻したという点を何か少し直していただきたい。

○本多専門委員　その破綻という言葉を通直して、駁り立てたという因果関係をあまり外に出さずに、つまり並行した現象であったというふうな言葉に直す、その点でよろしゅうございますか。

○野村特別委員長　ええ、不均衡を生じたというくらいでいいじゃないですか。

○本多専門委員　ええ。

○野村特別委員長　第二節、戦後一三年、少産少死型人口動態の実現。

○本多専門委員　その十二ページのところで、表でございますが、昭和三十三年の数字が書いてありますけれども、これが出ましたから入れて下さい。昭和三十三年の(ア)実数、左から出生一六四五、死亡が六八二、それから自然増加が九六三、その下(イ)の同上指数では、出生が七八、死亡五七、自然増加一〇五、それから(C)の率、出生が一七、九……

○藤林委員　あれは前に一八となっておりましたよ。

○本多専門委員　あれは十一月までの数字による推定で、十二月がわかつたわけですよ。

死亡が七、四、自然増加が一〇、五。それからその次のページのようですが、ここの例の堕胎合法化という言葉がいけないという北岡先生の御意見で訂正いたします。

その前にちよつと申し上げておきますが、戦後の立法で堕胎が大幅に合法化されたといつていいのか悪いのかということを実は刑法の専門家に聞いてみたんです。その結果を先に御報告しておきますけれども、戦前の刑法では堕胎は完全な犯罪である。しかし戦前でも母体の生命の危険がある場合には許された。それはどういふふうな法律の手續になるかと申しますと、刑法の中に緊急避難の条項があるんです。つまり強盗を殺したような場合その緊急避難の一種として許された。その許された部分は合法化されたので、合法的堕胎といつていいんだそうです。いいんだそうですけれども、法律学者はそのことを堕胎の違法性が阻却された、こういうややっこしい言い方をするんです。結局同じことなんだそうですけれども、しろうとの人はどう言つてもいいだろう、こういう話なんです。戦後は優生保護法ができて、いわゆる緊急避難の緊急が非常にゆるいところまで拡大された

ことになつて、つまり違法性が阻却され、範圍が非常に拡大したわけですね。それは合法的墮胎の範圍が非常に拡大した、大幅に合法化されたといつても間違いないんだが、ただ墮胎の原則そのものは罪悪なんだ、原則は残っているんだから、誤解が起きるならば言い方を注意しろ、こういう意見なんです。大体そういう趣旨で合法化という言葉をなるべく使わないように書き直すことにしたんです。

○藤林委員 北岡さんは法律的知識を持ってそういうふうに言われたんですか。

○本多専門委員 いやそうじゃないんです。少し長いですからお聞きいただきたいんですが、二行目の途中で「やみ墮胎」という形で普及しはじめた。そこから新しい文章を入れます。「その上戦後の新立法は母性保護の見地から緊急避難措置として許される墮胎（人工妊娠中絶）の範圍を大幅に拡大したので、人工妊娠中絶は年とともに増大した、もちろんそれと平行して避妊普及運動もまた活発に展開された。」そこから原文に戻りまして、「そして昭和ニ五年以降出生率はめざまし

い低下を開始した。」そのあとまた変りますが、「避妊と中絶とが出生率低下にそれどれどのくらい寄与したかについては今は問わない。それはいずれも過剰人口に対処するための国民自身の真剣な努力の結果であった。それはまた当然に戦後国民経済の再建作業の進捗と平行して強化された。」そういうふうにしたしま

○藤林委員　今の法律の説明はよくわかったんですけれども、本多さんの御意見ではなくて、法律家の意見にちよつと僕らもわかりにくいところがあるのは、戦前は母体保護という意味では確かに母体からいへば緊急避難措置なんです。これはわかりますけれども、戦後のやつは単に母体保護のことはもちろんだけれども、もう少し社会的な観点から見ても、優生保護なんぞという劣質淘汰というよう問題がそこに出ているわけでしょう。

○本多専門委員　優生政策の方はまた別問題なんです。

○藤林委員　そうすると、戦後の場合も母体の緊急避難的措置を拡大したという概念

だけでいいんですか。

○本多専門委員　そうすると、それは緊急避難といえないというわけですか。

○藤林委員　ええ、緊急避難という概念でやるためには、母体の緊急避難というのは、おのずから限度がありますからね。

○本多専門委員　ただ優生学的な場合は全然別ですが、今藤林先生のおっしゃった社会的な意味は、たとえば貧困がはなはだしい場合なんかも許されるようになったのですね。その場合でも法律の範囲では、非常に貧乏なので子供を生んだり、育てたりすると母体の健康を著しく害するからと、貧乏を直接理由にしてないんです。つまり子供を生むこと、育てることが直接母体の健康を害するという場合と、それから生んでも直接には害しないけれども、貧乏だからそれを育てるために母体が非常に過労になって、結局母体の健康を害する……

○藤林委員　それは母体ばかりではない、おやじの方も大へんだ。(笑声)その意味においてはおやじの方だつて大へんだ。家族全体が窮乏状態に陥つて栄養不良に

なるので、母体の緊急避難措置という戦前の考え方が戦後ただ拡大されたような形では、法律的にもちよつとおかしいんじゃないですかね。

○本多専門委員 だから実質的には合法化なんですよ。(笑声)

○藤林委員 法律的詭弁ですよ。

○本多専門委員 ただ北岡さんの心配は、合法化ということをやろうと、外部に出す場合に、日本で墮胎を完全に合法化しているというようにとられるのがくやしからという意味なんです。まずいというよりくやしいということでしょうね。(笑声) 事実はどうなんです。緊急避難じゃいけませんですかね。

○藤林委員 緊急避難という概念をそういうふうに拡大してやるのはおかしいんじゃないですかね。法律家はそう考えているからというのだから、法律家に文句を言わなければならぬのだけれども。

○本多専門委員 緊急避難という言葉を除きますか。

○藤林委員 しかし同じことですね。母性保護の見地から許される墮胎はとしますか。

母性保護と母体の緊急避難措置というのは趣旨は同じことですね。

○野村特別委員長 家族全体の保護ですね。

○藤林委員 今の本多さんの御説明ならば、お母さんばかりじゃなくて、おやじも兄弟も家族全部食で栄養不良ということになりますね。

○野村特別委員長 そこは適当な表現をとっていただいて……。

○本多専門委員 もう一度考えます。

○野村特別委員長 ほかに問題ありませんか。十四ページのところ何かありましたか。

○本多専門委員 これは例の推計人口なんです、これは直す必要はないと思うんです。

○野村特別委員長 これは例の北岡さんですね。いいでしょう。この前北岡さんは経済的じゃなくて統計的にのみやっているのではいけないという議論が出たんで

すが……。

○藤林委員 推計なり経済的にやるはずはないでしょう。

○野村特別委員長　そこで十六ページ。

○本多専門委員　十六ページの六行目です。まん中辺に「現在はほゞその目的を達成した」とあります。その「目的」というのが森田先生から目的論的な臭味があるという御指摘で、これはその通りです。書いたときも気にしていたんですが、こういうふうに通じます。「現在はほゞ西攻先進諸國の水軍に到達したといつてもよい段階にある」。

○野村特別委員長　序論のところは大体それだけの訂正なんです。何か御異議ありませんか。――なければオ三節二十二ページに入ります。人口推移の大勢と当面の人口問題。

○本多専門委員　二十四ページの五行目「戦争による銃前銃後の死亡」とあります。その「銃前銃後」がちよつとしろうとははわかりにくいだろうという御注意がありました。前のところも少しわかりにくいものですから前の行から少し直ししました。四行目一番上から「軍人軍属をのぞく一般市民の数は三〇〇万を大きくこえ、

それはこの間における外国人の国外退去者を差し引いても約一九〇万の流入増加となったが、しかしこの増加人口は戦死のほか戦災などによる鏡後市民の死亡をも加えた戦争による人口の損耗一八五万をほぼ相殺した結果となった。」「こういうふうに変えます。

○藤林委員 鏡後という言葉はわかりますか。鏡後という言葉は戦争中はわかったが、このごろの大学生なんかにはわからない。

○本多専門委員 鏡後市民を一般市民としますか。

○野村特別委員長 その方がいいかわしれませんね。鏡後というと、何かそのあとすぐうしろに行つて死んでしまったという場合に考えるかわしれない。

○藤林委員 僕も年のせいでその方がいいと思うが、どうですか若い人は。(笑声)

○野村特別委員長 二十四ページの終りのところも……。

○本多専門委員 これも推計人口の問題ですが、これも問題にしなくていいと思ひます。

○野村特別委員長 二十五ページのところ。

○本多専門委員 二十五ページの三行目から四行目にかけて「戦後の人口動態近代化の發行が戦争の影響を弁済超克してきた事情を」というところ意味かわからないので書き直します。「戦前に始まる人口動態近代化の要請が戦時戦後の一時的中断をとりもとして發行された事情を納得させるに定るものがある。」と、そういうふうに直します。

○野村特別委員長 訂正したのを先にしましょうか、三十一ページ。

○本多専門委員 三十一ページのあとから五行目一番上のところですか。「人口は年平均一五四万」とあります。「人口の増加は年平均一五四万、戦前の二倍半以上に膨張する。」

○野村特別委員長 三節の訂正はそれだけなんですか、その間に異議がありますか。――そういたしますと、第二章第一節。

○藤林委員 本多さん、これはもう一ぺん研究所でお読みになって、「てにおは」と

か語尾とかでできるだけわかりやすく訂正されるのですか、こまかいところの表現は。

○本多専門委員　もう一度そういうところはやります。

○徳永委員　恐縮ですが、前の三十六ページの五番目、三つの集中的な問題点の才二番目ですが、「そして才二には」とありますね。「そして才二には、同じく青

壮年人口層の肥大につれていよいよ強化されねばならない出生抑制の必要と」というふうに言い切ってしまうところですね。経済が拡大すればあるいは問題は無いわけなんです。そういう問題に触れないで、すぐ出生の抑制が必要である。こういうふう書いてあるところに若干問題があるんじゃないかと思ふんです。拡大すれば問題はないわけですね。それを何か先見的に出生抑制をやらなければならぬ。それが必要だというふうに書いてあるところに若干問題がある。同じ書くにしてもそういうふうにとられないような書きっぷりがあるんじゃないかと感ずるんですがね。

○本多専門委員　これは実はその前のパラグラフで詳しく論じた問題で、つまり出生抑制はこういうふうには取り扱っているんです。現在とにかく一応理想か目的であったかどうかは別問題として、西改水準にまで下ってきた。その下ってきた水準を少くとも横ばい程度に維持するだけにでも、現在青壮年人口層が非常に膨張期にあるのだから今まで以上の努力が必要である。そういうことを言っているわけです。それを受けているわけなんです。

○徳永委員　三十五ページのまん中ごろですか。

○本多専門委員　ええ、ですから考え方そのものもそう断定していいかどうかということの問題にすれば、それはまたおっしゃる通り問題があるんです。しかしここで一応条件づきの結論を受けてしゃべっているわけです。

○藤林委員　これはいいんじゃないんですか。

○野村特別委員長　これは前に、つまり今の人口は出生率を減少しているけれども、なお現在問題とする労働人口は依然として増大するのだという意味なんです。

それは前に書いてありますね。

○徳永委員 書いてありますけれど……。

○野村特別委員長 そこでここでは問題点を集めて出しただけですから、どうでしょう、このままで。

○本多専門委員 いや、おっしゃる通りほじくれば問題ではあるんです。現在の出生率を保持するだけでもいいのか、もっと下げるべきか、あるいは手直しが必要かということは一……。だからそれを断定するのがいかぬというわけでしょう。

○徳永委員 経済成長率の問題にかかってくるわけですから、その方はコンスタントに考えて、それはあまり伸びないんだというふうに断定してしまつて、ただ出生率だけは何とかしなければならぬという……。

○本多専門委員 しかしその問題はあとでもう一度出てくると思えますがね。

○徳永委員 ここではある程度は条件つきで書いておかれるといいんではないですか。経済の拡大という問題をそのままにして考えていくとすればとか何とかこつち

の方へしわ寄せがくるといふふうにやっておかないと、何かしらぬけれどもあまり先験的にすぐ出生抑制といふふうにやってしまうと、あまりにも消極的なことになってしまいますね。これは前の方の三十五ペドあたりからの点にもひっつかつてくるでしょうけれどもね。若干譲歩をつけておかれる方がいいんじゃないですかね。

○本多専門委員　ここを書き直しましょう。あとの方には別の形で取り上げていると思うんですが、現状階における家族計画普及の必要ということは、出生率を低下させるためじゃなしに、むしろ現在の出生抑制の中身を変えろということと、それをもっと合理的な形にする、それはつまり経済の動きに対して最も適応した人口の動きがとれるような国民の生活態度の一環としてうたっているわけです。だからそういうふうに書き直してもよろしくございます。出生率を下げるのはいか、上げるのはいいかという問題を連想させないわけで、その方がむしろ根本問題なんです、現在の家族計画普及の人口政策的な意味からいえば。

○徳永委員 人口政策の問題は経済全般の問題につながるわけだし、経済計画の問題にもつながるわけで、その態度いかんによつてはあるいは抑制しなくてもいいという問題も出てくるかもしれない。

○本多専門委員 抑制しなくていいというんじゃないに、経済の状況に応じて伸縮自在な弾力性をとれるための基礎条件に正しい家族計画が普及していることが必要だ、そういう意味でここへあげているわけです。

○徳永委員 そういうような意味ならいいです。

○野村特別委員長 前のとこごとにしてきませんか、

○本多専門委員 いや、前のところは大局的な戦後の過剰人口ということを論じている範囲ではいいんじゃないですか。

○藤林委員 拡大ということとは不合理かもしれないけれども、しかし日本の場合は事実の問題としてあり得ないんじゃないですか。

○本多専門委員 当分の間は下げるといふことです、しかし下げるだけが家族計画の

目的じゃないわけですね。

80

○徳永委員　それは経済成長率を一〇％、一二、三％にすれば、まだ少しくらいは収容できるわけですからね。それがまだできるかという問題があつて非常に複雑になつてくるわけですが、人口問題の角度からいえばそういうふうにかっしやるかもしれません。やはり経済全体の問題とある程度関連しているのだから、断定しない方がいいかも知れませんね。

○藤林委員　基本的な問題で非常に大事なものがそこに伏在しているといえますからね。

○野村特別委員長　出生抑制という言葉を緩和するのですね。

○本多専門委員　考へ直しましょう。

○徳永委員　ええ、少し。

○野村特別委員長　ほかにございませんか。なければ才二章の才一節労働力人口の分折。

○本多専門委員 三十八ページの最後の、「国民総生産規模では戦前の六割以下」とありますのを「ほぼ六割」と直します。これは経済企画庁の数字で、たしか二十一年度が六五%くらいになっていたと思いますが、終戦直後というふうに見直せばほぼ六割ということだと思います。

○野村特別委員長 四十ページに入ります。

○本多専門委員 四十ページの前から四行目の、「むつぱらこの増加人口を賄うために」とありますのを「むつぱらこの人口買収を賄うために」と直します。

○徳永委員 このところで「この間の現存人口はその半分までが増加人口にひとしい新規の買収であったといつてもよい」という点ですね。どうもこれは少し意味がわかりにくいように思われます。

○本多専門委員 説明しようとして、かえつて意味が不明になったかもしれません。つまり戦前の水準を回復するには、復興時代は増加人口なんてやつが問題ではなくて、昔からいた人向をどうやって養うか、戦前水準まで引き上げるかというこ

とが復興期の一番の肉題だったということと言いたいんです。ですから全部抜いてもいいんですよ。抜けはちよつと変えなければいけないですね。

○徳永委員 ちよつとわかりにくいというわけなんです。

○藤林委員 わかりにくい。

○本多専門委員 考え方そのものの肉題ですか。

○徳永委員 端的に申しますと、意味不明ということですね。

○野村特別委員長 考え方はいいんでしょう。戦前の水準にかえるためにその負担はそれだけよけいになったというんですからね。

○徳永委員 言い回しをもう一ぺん考えてもらいましょか。

○野村特別委員長 それでは五十ページ。

○本多専門委員 五十ページの前から六行目、「いわゆる二重構造をそのままに放置したまま一方的に進行している」とあるのを訂正しまして、「いわゆる二重構造を改善するのは容易でないことを思わせる」

○徳永委員　ちよっと、小さい問題ですが……。

○野村特別委員長　もう一個所ありますね。それもやっつけてしまいましたでしょうか。例の男女年令五才階級というところ、直しましたか。

○本多専門委員　直しません。直しても言葉づかいを直すだけで、つまり男女年令五才階級別という言葉自体、一般の読者にはわかりにくいからもう少しやさしく言えないかという問題は、五才階級を別の言葉になおせば内容はわからないでしょう。だから何か特殊の計算法があるのだという程度で読んで貰えればいいと思います。

○野村特別委員長　あとを読んでもらえばわかりますね。それから六十三ページのところですが、老令人口が問題になってないというのですね。

○本多専門委員　六十三ページの最後ですが、むしろ老令労働力の問題ですが、六として「六、老令人口の増加と老令労働力の合理的再編成の問題」という見出しで、一パラグラフ加えます。ごく短いのですが、読んでみます。「以上われわれは固

題の集英を一五——五九才の生産年令人口にしばって分析してきたが、それに併
行して六〇才以上の老令人口もいま著しい増加の過程にあり、それが労働市場の
側からも大きな問題となっていることをつけ加えておかねはなるまい。六〇才以
上人口の労働力率は前掲表にみてきたように少くとも男子にあつてはまだ六五
%以上の高い値をもっており、また六〇才以上の男女労働力人口の増加率は上掲
表にみるとおり戦後は一貫して一五——五九才の生産年令人口のそれよりも高
い。地方、労働市場の圧迫は労働力人口の合理的な再編成を必至の課題として提
起しており、それは当然に老令労働力を合理的に收縮することを議題にのせてく
るわけであるから、老令労働力のこのような著増傾向は雇用問題の上からも今後
はますます大きな問題となってくることを知っておかねはなるまい。それだけつ
け加えます。

○藤林委員　今の老令人口とか老令労働力とかいう問題は六十才以上のものですか。

○本多専門委員　一応この白書ではそういう呼び方をしております。

○藤林委員 外国の老令人口の場合にもこういう問題が起きると、普通は六十才からやっておりますか、六十五才からやっておりますか。

○本多専門委員 両方ですね。イギリスでは女六十、男六十五です、それから国際労働年鑑なんかの数字は大体六十五才で切っているんです。

○藤林委員 六十才というと率が高くなるが、六十五才でいっても日本の場合は高い、本多専門委員 ただこの白書では年令の切り方を十五才区切りできれいに切ったんです。そうすると六十才になるわけです、六十から七十五に線を引きましてそれが老退期人口、七十五以上が高齢人口……

○藤林委員 僕らはそれに近いけれど、まだ老令とは思っていない。(笑)

○野村特別委員長 僕は君よりも高い。(笑)ただ必ずしも老令だから切れないといふわけじゃないでしょう。老令の切り方はすいぶん問題ですね。

○本多専門委員 だから老令という言葉を使わずに……

○藤林委員 それは使った方がいいでしょう、このごろ老令問題があるから、国民年

金だつて六十才からくれるのならいいんですがね。くれるのは六十五才だ。発足
時においては七十才以上だ。

○本多専門委員 雇用問題の上からは大体五十五才でしょう。實際働かなければならぬ者が一応そこで切られるわけですね。

○藤林委員 しかし厚生年金というのは五十五才ではくれませんからね。事実上働いておりますよ。

○野村特別委員長 やはり六十でいいでしょうね。日本人の方が強く響くからね。

○本多専門委員 それから人口問題の方から考える場合に、ファミリー・サークルの方からも考える必要があります。親と子供の世代間隔を三十年としますと、十五才で労働人口に入ってきて、三〇才でまず一人前親の方は六十才がその時のめやすになるわけです。

○藤林委員 僕の子供は一人前にならないね。(笑)

○本多専門委員 なる、ならないは別問題ですよ。(笑)

○野村特別委員長　そこでその節に何か向題はありませんか。

○徳永委員　こまかいことですが、四十二ページの最初から二行目のところですね。

「しかし、この社会的に不必要となつた」云々「社会的負担の増大を克服するであらう」このところがどうも少し意味がはつきりしないのです。

○本多専門委員　ここに書いてありますことは、つまり労働力率の低下傾向、これは今の社会の原則的な傾向になつていふと思つてゐると思つてゐるのです。それがたとえば子供の労働の負担をだんだん解消して少年労働なんかなくしていきますね。それから非常な老人を働かすようなこともしないですむようになってきてゐるわけです。そういう労働力率の低下傾向というものは、しかし働き盛りの人間の中にまで食い込んで来た場合には、これは文明の進歩の結果ではあるけれども、失業者として出てくるわけです、そういうことを言つてゐるわけです。

○野村特別委員長　働けば働けるんだだけけれども働けないようになったのは社会的進歩というわけですね、子供の教育年限が延びる、今の六十才の老令というのもそれ

に入るわけですね。六十くらいで年金をもらえる形にすれば、それ以上働けるにもかかわらず、実際に働かないで失業者となる。それは社会的負担の増大を生ずる。そうした場合に年金というものもある程度増加する、こういう意味ですね。

○徳永委員　その前の方の「子供の教育年令の延長や就業年令の上昇傾向はこの典型的なものであった」……

○本多専門委員　ここをお読みになって子供のことを連想なさるのですか。

○徳永委員　このあとに「この社会的に不必要になった労働力も」とありますので……これを言い切ってしまうという矣ですね、それから今言った「この」ということですか。

○本多専門委員　ここで言おうとしている趣旨は、つまり労働生産性が向上して労働力が相対的に小さくてすむようになりますね。そうすると働く年令にあるものがあるいは人口全部が均等に享受できるようなら問題は無いわけですね。しかしそれが今日の社会ではむしろ失業者として一部の人にしわよせられて苦しむわけで、

そのことを言っているのです。

○徳永委員 前の方を見ますと、「たしかに経済の進歩と労力の生産性の上昇は生産
年令の人口の一部をも非労力化してきた」とこう書いてあります。あるいは子供
の向題も書いておいて、「しかしこの社会的に不必要となった労力も或る限度を
こえる」ということになりますと何を言っているのかということになってしまふ。
この矣少し意味かはつきりしない。そういうところですね。前の方を入れな
い今あなたのおっしゃったような向題を指摘されることについては異議はない
です。

○本多専門委員 内容に御異議がなければ文章は書き直します。

○徳永委員 それから四十五ページの一番おしまいの方ですが、「いいかえれば家族
労力を主体とした^〇親^〇自^〇学^〇業^〇部^〇内^〇の女子^〇労^〇力^〇の合理的な清算過程があまりはか
ばかしく進行していかないことを実証するものである」と書いてありますが、その
矣はどういうことになるのですか。特に八十三ページでは、自営業分野の比重が

減少していることになっていくわけですね。これとの関連です。これは少しばかりはつきりしない。

○本多専門委員 それは関連させれば自営業分野の減少率が足りないということでしょう、近代化の割合に。それに自営業の経営体そのものの減少の問題のほかにもう一つは経営自身が家族労働形態からどんな零細経営でも雇用労働者を使うようになる、一人でも二人でもね。そういう中身の問題と両方重なり合ってきますから。

○徳永委員 だから前の方から書いてきて「それは新しい意味での女性の解放と」云々ときて、そして最後に「実証するものである」と書かれるとちよつと問題がある、こういうわけです。簡単に言えば女子労働力の進出が零細自営業部内での合理的な清算がはかばかしく進行していないということを実証するものであるかどうかということですよ。

○本多専門委員 それはこういうことなんですよ。女子労働というものは、国際的な

基準として、西洋でいえば大体今世紀の初め二、三十年までは非常に減ってきている。それはつまり古い型の家族労働的な女子労働がいい意味で非労働力化されてくる。そのかわりに今度は三十年代ころからいい意味、近代的な意味の女子労働シヨップ・ガールとかデパートの店員とか、そういう女子の適当な取場がふえてくるわけです。その両方が相殺関係にあるわけです。現在の日本の歴史的段階というものは両方の部分が一諾に進行あるいは進捗すべき段階にあるわけです。だから本来なら相殺さるべきものだけれども、しかし一方に近代的ないい意味の女子労働はどんどんふえながら、古い方の型はそのまま残っている。あるいは減り方が少い、そういうことを言っているわけです。

○徳永委員 女子労働の合理的な清算過程というところに向題があるのじやないですか。何が合理的かというんですね

○本多専門委員 言葉の意味ですか。

○野村特別委員長 取組自営業部門における合理的な清算過程というところですね。

○藤林委員　その部門の女子労働もなかなか減らないということですね。

○本田専門委員　そうです。

○徳永委員　ただ事実を事実として考えればいいんですが、合理的とかなんとかいうと……

○本多専門委員　合理的だというのは、減るべきであるということをお前提にしているのです。

○野村特別委員長　科学的な農業過程に入らないということをおうとしているんじゃないですかね。だからただ女子労働が減らないというだけでなくして、農業の科学化が進まない……

○本多専門委員　農業だけに限りませんが……

○野村特別委員長　中小企業ですね。

○藤林委員　超零細企業ですね。都市の超零細企業まで含めて、それが産業の近代化の発展に伴って当然消滅すべきものであるというのが一般の考え方だけれども、

現に日本は消滅してない。

○本多専門委員 消滅すべしと言っているわけじゃないんです。ただ女子労働だけに

ついて……

○野村特別委員長 これはどうしてもいいですね。どうですか。合理的清算過程。

○本多専門委員 考え方に御異議がなければ少し長くなっても説明をつけましょう。

○野村特別委員長 考え方はよろしいでしょう。減ることはあるんでしょう。

○本多専門委員 多少減っておりますが、減り方が少いということですよ。

○徳永委員 合理的な清算過程であるかどうか、減るのかですね。それが問題でしょうね。

○本多専門委員 たとえば農村なんかで機械化農村がありますね。ああいうところはきめんに女子の労働力というのは低いんですよ。

○徳永委員 女子労働の進出ということはいいいわけですね。それがその零細自営業部門での清算過程がはかばかしく進行してないということにとられると困るわけで

すね。

○野村特別委員長 前とは意味が違ふ。女子の新しい取場の開拓を物語るもので、それは古い取場と……

○藤林委員 古い取場というのは超零細自営業部門です。農業部門も……

○野村特別委員長 これは文章を改めたらいかですか。

○本多専門委員 そうします。

○徳永委員 ちよつと、まぎらわしい気がします。

○本多専門委員 本直に言えば、二重構造の中で近代的な部門だけ進んでいって、片方の近代化つまり二重構造そのものの均質化の作業の速度の方がおそいということですよ。

○徳永委員 若干訂正してください。それから四十六ページの中ほどなのですが、高年令層の労働力の率の増大をもつてその家計の窮迫というふうには結論している点です。この点若干結論を急いでいるのじゃないかという感じですね。そういう点

を少しやわらげていただけにはいいのじゃないかと思えます。

○野村特別委員長 やわらげるといいますと、老人でも働ける人間があるというわけですね。

○藤林委員 老令人口で働いているのは窮乏の結果だというふうに一がいに表現しないようにしてくれというんですか。

○徳永委員 そうです。やるとすればもう少し何か裏づけ資料でも。

○本多専門委員 しかしこれは両面をいつているんですよ。一方では働く意志と能力が延長されてきたという明るい面と、同時に暗い面もあるだろうということと言っているわけです。

○藤林委員 そうだけれども、実際働いている人は何も困ってなくても働いているという場合と、困っているかんともできないという場合とある。

○徳永委員 ここに書いてあるじゃないですか。「家計の窮迫が老人を昔のように完全に非労働力化しえなくなってきた事情を考慮すべきであろう」と書いてある。

○野村特別委員長　そうかもしれませんが、たとえば大学教授は六十が定年で、昔なら返戻金で家を建てて生活できた。だから非労働力化しておりますが、今は六十で返戻した大学教授はほかの大学の教授になっていきますね。

○徳永委員　そういう点はあるでしょう。

○藤林委員　役人も同様ですね。（笑）

○野村特別委員長　だからこれは言い方によりますね。ただ家計の窮迫という言葉は少し強過ぎるように思いますね。必ずしも窮迫でないけれども以前の水準が保てないというところに問題があるのじゃないかと思えますね。

○徳永委員　だから家計の窮迫というところに結論してしまうと疑義があると思うんです。ちよつとやわらげていただければいいのじゃないですか。言葉の問題です。

○野村特別委員長　ほかに。

○徳永委員　景気の問題と景気の抑揚と何か結びつけているという点も若干問題があるのじゃないかという点です。四十七ページのところを見ても書いてありますね。

「景気変動の波が」云々。四十六ページのおしまいの方にも書いてありますが、あまり結びつけ過ぎていゝるといふ点があるように思います。

○野村特別委員長　これは労働力調査ではやはり出ておりますか。

○本多専門委員　数字ははつきり出ております。つまり数字の解釈の問題ですね。

○野村特別委員長　労働力調査のこの数字は入ってないんですね。

○本多専門委員　表には出しておりません。

○徳永委員　六十才以上の労働力の推移を労働力調査で調べたのがありますか、二十年ないし三十一年までありますが、大体労働力率はふえる傾向にあるわけですね。二十九年が四二%、三十年が四一%、三十一年が四一・八%、二十六年から二十九年までは一本調子で三五・四%から四一%にずっと上つてきています。それから都市でも大体こんな傾向だし、郡部でもそういう傾向です。六十才以上人口の労働力が景気と密接に動いていゝというふうにも見られないという点ですね。

○本多専門委員　しかし若いものの労働力率が不景気るときに減つたような場合に逆に

かえていゝような形がありましたよ。

○徳永委員　いろいろな原因があつてむずかしいですよ。だから老令人口と労働力率と景気変動というものの関連をはつきりすればいいんですが、そうでなかつたら少し遠慮して書いた方が無難であらう、こういうことですね。

○野村特別委員長　そこもかなり遠慮されたとみえて「思ひをいだけせるものがある」という表現になつたものなんですかね。

○本多専門委員　断定はしてないんですよ。

○徳永委員　ええ。少しばかり表現をやわらげていただくといいんじゃないかという気がいたします。

○労働省幹事　五十ページの三行目「いいかえれば、新しい女子労働、市場の成立と併行して進行すべき女子の家族労働からの解放が立ちあぐれていゝことををしめしてゐる」これは先ほど御質問のあった合理的な清算過程というところは書き直して、ただけゝということでしたが、私の方でもそこところが問題ではないかと思ひ

ます。それから五十九ページの最後から六十ページにかけてでございますが、すでに過飽和状態にある要領自営業部門に更に大きな圧迫を加える結果となることになろうし、これはこういうふうに言い切るわけですか。それと、もう一つ、昭和四十年以降の労働力人口の年令別推計を三十年国調によつてやっておられるわけですね。そうしますと、その間に経済の成長とかいろいろなことがありますのでやり方が非常にむずかしいだろうと思ひますが、やはり四十年なら四十年を見るときに置ってくるのじやないですか。三十年の状態で推計するということに問題があると思ふんです。

○本多専門委員　これは仮定計算であるということをお前提にしています。そしてこういうような仮定の計算をした場合に、労働力の過剩という数字が結論として出てくるならば、繰つてそういう仮定そのものを考え直す、つまり労働力人口の合理的な再編成ということが当然課題に上つてくるということを指摘しているつもりです。だからこれは決して予測ではないわけですね。むしろそういうことを指摘

するためにやっとなといつてもいいのじやないかと思ひます。

○労働省幹事　　さういうために依定を設けてやられたというのですね。

○本多専門委員　　さういう仮定でやると非常に無理があるといふことは、仮定そのものの再検討を必要とするわけです。労働力人口の合理化の問題です。しかしこれは経済構造そのものの合理化なしにはできないものです。

○野村特別委員長　　よろしうございますか。さうしますとオ一節を終りましてオ二節の就業構造の分析、七十七ページにありましたね。

○本多専門委員　　七十七ページの前から二行目「附加価値の割合」とありますが「附加価値中に占める割合」とします。それから三行目のまん中で「この生産性」は「その生産性」とします。

○野村特別委員長　　八十九ページ。

○本多専門委員　　八十九ページの最後から五行目の中ほどのちよつと上のところに「安定線」といふのがあります。これは戦前の農業はあのまま非常によかつたと

いうことを連想するからまずいという話があつたので、こういうふうには直しまじた。前の行から読みますが、「明治以来半世紀以上のあいだ農業は農業戸数にしてほぼ五五〇万、農業労働力としてほぼ一四〇〇万という停滞的な安定を続けてきた。しかし戦後の数年間はどのうえに文字どおり未曾有の過剰労働力を春買ひこまされた。」と切りまして、「それも、他産業の破滅が農業の国民所得における比重を異常に高くしたことを考えるならばそれもまたやむをえない人口配布の結果であつた」というふうにします。

○野村特別委員長 あとの「それも」はいらないでしょう。

○本多専門委員 「春買ひこまされたが、他産業の破滅が」というふうに直します。

○野村特別委員長 訂正を続けます、九十二ページ、九十三ページ。

○本多専門委員 前から五行目まん中へん。「一町末階層を強かに分解脱農化させながら」というのを「強かに分解しその一部を離脱させながら」とします。次のページのうちろから八行目の上の方の「推移」とありますが「消費水準の推移」と

直します。それから九十五ページ、あとから五行目の中ほど「再生産が言わば自前の自営業世帯」とあります。「自前」をとって「同業の」を加えていただきます。

○野村特別委員長 才二節の訂正はそれだけでしたね。

○徳永委員 七十ページのところで、産業別の就業者数を西独と比較しておられるのですが、時点相違しているのはどういふわけですか。

○本多専門委員 どの時点ですか。日本では昭和十五年からとっています。時点を合わせますと一九三〇年は昭和五年になるわけですね。そうしますと昭和五年は恐慌期で、日本は昭和五年をとると西独とちよほど同じような型が出るのです。つまり昭和五年の恐慌期の非常にゆがんだ形がまた持繰されているということになるというふうに解しているわけです。

○徳永委員 うしろの方を見ますとよくわからないんですが、「昭和三十年現在の日本の就業状況は大量の失業者を才一次と才三次部門に押し込んだ昭和恐慌当時の

状況からまだ脱け出ていない」と書いてありますが、抜け出てないですかね。少しぐらい改善があるんじゃないですか。

○本多専門委員　これは産業部内別の就業者の分布率のことを論じているんですよ。増加人口をどの部門に牧容しているか……

○徳永委員　そういうことになりますか。

○藤林委員　そうなっているんじゃないですか。

○本多専門委員　相対的な問題でしょう。少くらしい改善があつたかもしれないですが、工業だって賃金は上っているわけでしょう。どつちに重きを置くかという問題です、その割合はちようど同じだというわけです。

○徳永委員　そういう書きぶりならいいのですが、就業状態は昭和恐慌当時の状態から抜けてないというふうに言い切るにはいろいろな資料があるわけですね。構成だけで言えるかどうか。

○本多専門委員　就業状況という言葉をもう少し正確に分布のことだというように……

○徳永委員 構域とか、そういうものはまだ同じくらいだということならいいですが、就業状況は何々で恐慌状態から抜けてないというふうにいわれるのは少しいき過ぎではないかと思えますね。まあ言葉の問題です。それから七十六ページですが、おしまいの方の「このような推移が労力需給の不均衡をしめす指標としてわれわれの関心をひかざるをえないのは」というふうに書いてありますが、そこらあたりには若干問題があるのじゃないですかね。前の方では千人以下の企業をそのままみな零細企業として取り扱っておられる。七十五ページの最初の方ですが、そういう点にも問題があるし、労力需給の不均衡を示す指標だというふうに言い切れるかどうか、そこらの問題ですね。千人以下は全部一律に中小企業というふうになるわけですか。

○藤林委員 大企業の中でも、千人以上の大企業といういみでしよう。

○徳永委員 どうも失礼しました。それはいいんです。

○野村特別委員長 ほかにありませんか。

○農林省幹事 ちよつと質問してよろしいですか。

○野村特別委員長 どうぞ

○農林省幹事 九十ページですが、二行目から三行目にかけて「老令人口が戦後大巾に増加したこと、そして老令労力はこゝでは必ずしも若い労力を排除するものではないこと。その他戦後の農業労力の女性化傾向などを考慮に入れるならば」というのがあります。これと五行目の「農業労力は実質的にはすでに戦前水準に回帰したといつてもよいであろう」というところの関連はどういうふうになつておりますか。

○本多専門委員 それは老令労力が農家の場合には、そういうプラス・アルファがあつても、非常にいい意味にとれば隠居の道楽仕事という意味が多分にあるから、その部分のふえるのは戦後の農業構造の上から仕方がないことだと思つて、それから女性化の方は、労力を実績換算すればということです。

○農林省幹事 そうしますと、ここでいっている意味は、たとえば老人なんというのはあ

る意味で後に立たなくても、草取りに出てくるから勘定されてしまうけれども、實際の中身を見るとある意味で基幹労働力的なものは戦前に比べて減っている、そういう意味ですか。

○本多専門委員 基幹労働力か、あるいはそういう正常労働力に換算すれば、老人の場合には換算もできますが、換算しなくても考え方によっては全部控除して比較すべきだ、そういうことをいっているわけです。

○農林省幹事 どうも私の方が少し理解が足りないのかもしれませんが、ちよって読んでおりました、そういう意味のことか読みとれなかったものですか。

○本多専門委員 そういう意味ならいいんですか。

○農林省幹事 そういう意味ならけっこうですが、もう少しからたく書けませんでしょうか、

○本多専門委員 書き直します。

○農林省幹事 もう一個所ございますが、九十二ページで最初から二行目、階層分化が始

まりまして上下分解運動の形をとるようになったということですが、実はこの調査の資料に使われておりますものが九十一ページの表にとられております。ここは、どうも見解のわかれるところでありまして、要するに中農の標準化という問題もありますし、階層分化が進んでいるという問題もありますし、統計の問題もありまして、いかんともきめかねて議論のあるところでもありますから、もしできましたならば少しほかした言い方はできませんか。と申しますのは下層はたしかに減っておりますが、上層の方の表を見ますと、一、三町歩というところに中農標準化しているという見解をとる人もあるわけです。

○本多専門委員　中農標準化という場合でもその標準線は戦前よりは上つていよう、それから上の方の巨大農のところは脱落というよりもむしろ分割されてくという形が多いでしょう。だからこれを一応考慮の外におけば戦前と比較して上下分解の色彩が非常に濃くなった。かりに戦前とおなじ中農標準化であってもその速度が非常に早くなったので、そのための上下分解運動が表面に出てきてい

るんです。

○農林省幹事　そういう意味であれば、それをはっきりお書き願えませんか。

○本多専門委員　書きなおしてみます。

○農林省幹事　私当事者ではごさいませんので、いわゆる中農標準化論の方たちの意見がはたしてどうであるかよくわかりませんが、見解としてそうであればかまわないと思います。

○野村特別委員長　つまり中農と規定づけることに異論があるわけですね。

○農林省幹事　実は単に経営耕地でいっているのかというのかまた非常に議論のわかれるところでありまして、もう一つは統計の方で五%くらい増減しておられませんとわからないのではないかという意見もかなり多いのです。私たち学者ではありませんので、それについてはよくわかりませんが、要するに二つ意見があるのです。これはある意味で一方に單配を上げたという形にとられると、あとで困ることがあるのではないかということですが。

○野村特別委員長 本多さん、それはもう少し表についてだけ説明すればいいのじゃないですか。戦前と比較してとかなんとか。

○農林省幹事 その二つだけです。

○野村特別委員長 ほかにございませんか。

○労働省幹事 七十二ページの表は労働力調査をお使いになつて居るわけですが、その場合いろいろな数字が出て居るわけですから、この数字について企画庁の方で修正値を出して居るのですが、そういう修正値についてはどのようにお考えになつておられますか。多少この数字が違つてくると思いますが。たとえば七十一ページで製造業六十四万、商業サービス業四十五万、七十四ページにも製造業四十五万、商業サービス業七十万という数字がありますが、これは三十二年の秋に統計局の方で実算調査をやりまして、また三十三年の初めに分類変更というやうなことをやりました関係上、多少数字がかわつてきて居る莫もございまして、企画庁の方で修正値を出されて居る数字があるわけですから、私の方でもそれを使つて居るのですが、

そういう数字はこの場合どういふことになるのでしょうか。

○本多専門委員 企画庁の修正値があるといふことは私も知っていたんです。手もとにそれがなかつたものですから、むしろ使わなかつたのですが、直してもよろしいんです。

○労働省幹事 それから七十七ページの最後から四行目ですが、「それは年令の上昇につれて零細自営業分野への移動の避けがたいことを示唆し、労働力の過剰が零細な自営業分野の広大な存在と不可分に結びあつた現象であることを思わせるに十分であらう」とありますが、この推論は何でおやりになつて居るのですか。こう言ひ切ることができるかどうか、私は疑問に思います。

○本多専門委員 年令の上昇に従つて世帯を拵つような年令あるいは子供が大きくなつてくる年令の賃金が極端に安いといふことが……

○労働省幹事 自営業にいかざるを得ないといふことですか。

○本多専門委員 そこから転業移動があるといふことですか。

○労働省幹事 中小企業で移動率が高いということは出ておりますか。

○本多専門委員 自営業への移動ということはむしろセンサスの年令別の就業構造の上からいって、そういう年令層で極端に自営業就業部門がふえてくる、その事実を背景において書いてあるわけです。

○野村特別委員長 表現をかえればいいわけですか。

○労働省幹事 いや、それだけでそういうふうに言い切れるかどうか、私の方も疑問に思いましたので、そういう論拠はどういうことになっているのか御質問したわけです。

○本多専門委員 その論拠もここに書き出せというのですか。

○労働省幹事 いや、けっこうです。私の疑問ですからちよつとお尋ねしたわけです。

○野村特別委員長 ほかに問題はありますか、では次の才三節人口の大都市集中傾向の分析。

向の分析。

○本多専門委員 百五ページの終りから六行目「移動人口だけについてみると」とあ

りますのを「移動人口だけについて流出と流入の差し引きをみると」さういうふう
に直します。それからそのページの一番最後の行「推移をみると左のようであ
らなっているのを「左のごとくである」と一ペン切ります。そのかわり次の百六
ページのあとから二行目の一番上「次に」の上に「即ち」を入れます。次の百
七ページ、前から五行目「人口の大都市集中運動から発生する人口密度の……」
とありますのを「人口分布の地域的なかたより」として、次の行の「いわゆる」
に続けてしまいます。それから百十ページにあります四でございしますが、これは
少し計算し直して書き直しますから御了承願います。百十七ページの前から二行
目「経営主の場合も同じである」とします。百二十ページ「四、むすび」とい
う見出しがありますが、これはとってしましまして本文に続けます。次の百二十
三ページ六行目「一七世紀のパリは」かきを次のように直します。「一七世紀の
パリは当時欧州きつての大都市であつたが、その人口の四分の一は乞食であつた
と伝えられている。同じころのロンドンも特に一六六六年の大火以前はきわめて

一非衛生的で高い死亡率をもっていたことがグロントヤペテイによって精密な記録に残されている。そういうふうにして飛ばしたところは削ってしまいます。

○野村特別委員長 今のところについて。

○徳永委員 百十ページの分配国民所得はどこから推計されたんですか。これは各県のものを土台にしてやられたものですか。

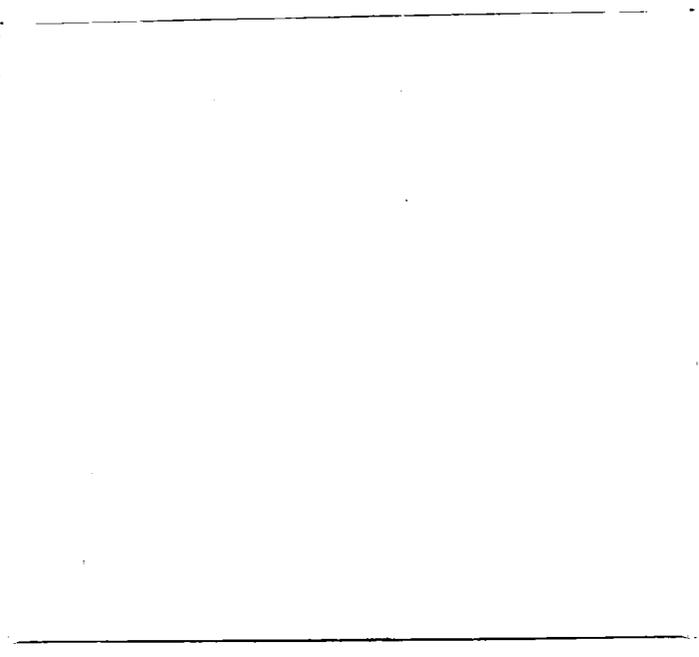
○本多専門委員 これは人が使っていた仮の数字をあてたんですが、審議庁の統計にも抜けている県が三県ばかりあるんです。それをその人が使っていた推定値をかりに使ってやったんです。今度は個人所得に直しまして、欠けているところは完全に抜いてしまって計算しようと思っております。

○徳永委員 各県が推計したものでやられたわけですね。

○本多専門委員 審議庁の国民所得白書の附録にのっている数字でやろうと思っております。ほかにもつといていデータがありますれば……

○徳永委員 けっこうです。

○野村特別委員長　ほかにございませぬければ、きようはこれで打切りますか、もう一回お集まり願うことにいたしましたして、次会は十七日金曜日午後一時半ということにいたします。それではどうもありがとうございます。



国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 1 2